

「残業代ゼロ・過労死促進法」とんでもない!

1月16日、厚生労働省は「労働時間規制適用除外制度の創設法案」(労働基準法一部改定案)の骨子を審議会に提出した。

この制度は「高度プロフェッショナル労働制」等と専門職労働者を対象とするような呼称を与え、一日8時間、週40時間を超えても割増賃金を支払わなくても良い制度で、その適用対象を「年収1075万円以上」に限定するとされている。しかし適用対象職種は「省令でその都度決定する」とし、年収要件も随時変更可能なもので、経団連榊原会長は昨年「労働者の10%(年収600万)位まで広げなければ意味が無い」と発言している。

また安倍政権がこの新制度を「労働時間で無く成果に応じて賃金を支払う制度」などと、あたかも賃金制度の改変に関わるものであるようにすりかえて押し出しているが、「労働時間とのリンクを切り離す」のは残業代割増賃金、深夜手当、休日出勤割増賃金であって、成果給かどうかは関係ない。

日本労働弁護団(鶴飼良昭会長)は1月23日、「長時間労働野放し法案、絶対反対」声明の中で、「単なる労働時間規制の適用除外制度」を「成果型賃金制度のように説明するのは国民を欺くものであり極めて欺瞞的」と厳しく批判している。

しかし2月17日、労働政策審議会は、厚生労働省案を労働者側委員の反対を押し切って、「おおむね妥当」と答申、今通常国会への法案提出に突き進んでいる。

再再度の派遣法大改悪案上程を阻止しよう!

残業代ゼロ法の国会上程に先だって、安倍政権は先に臨時国会で私たちの大反対運動とこれに支えられた野党の奮闘によって廃案になった(11月12日)労働者派遣法の大改悪案を再再度上程し、強行採決することを狙っており断固阻止する必要がある。

この法改定は派遣労働を全面的に解禁し、正社員の派遣契約への切り替えを容易にし、個々の派遣労働者に永続的に派遣労働を強いることを狙ったものだ。昨年10月18日この派遣法を臨時国会に上程する時安倍首相は提案主旨を「派遣労働者の正社員化を進めるものであり、その待遇改善をはかるもの」と黒を白と言いくるめる説明をし、押し通そうとした。

また安倍政権のブレーンである竹中平蔵氏は正月元旦のテレビ番組で「日本の正社員は異常に保護されている。正社員を無くしましょう」とあけすけに政権と経営者たちの本音を語っている。派遣労働の自由化、生涯派遣を解禁する派遣法の大改悪を絶対に阻止しなければならない。